

条例審査

○南相馬市市民一体化復興促進基金条例制定について(総)

【主な内容】

- (1)設置 東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により失われた市民の一体感を取り戻し、市民が一体となった復興を促進するため、基金を設置。
- (2)基金額 基金の額は、予算で定める額の範囲内で市長が定める額とする。
- (3)処分 基金は、次の各号のいずれかに掲げる場合に限り、処分することができる。

- ①旧避難指示区域等外の市民に対する高速道路通行料金助成事業に要する経費財源に充てるとき。
- ②その他市民の一体感の醸成に必要と認める鹿島区の事業の実施に要する経費の財源に充てるとき。

○南相馬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について(文)

【主な内容】

- (1)放課後児童支援員の資格要件の拡大
- (2)放課後児童支援員の基礎資格の明確化

○南相馬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について(文)

【主な内容】

- (1)放課後児童支援員の資格要件の拡大
- (2)放課後児童支援員の基礎資格の明確化

○南相馬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について(文)

【主な内容】

- (1)放課後児童支援員の資格要件の拡大
- (2)放課後児童支援員の基礎資格の明確化

【質疑】 事業の対象区域である鹿島区地域協議会への諮問の手続きが取られたが、原町・小高の両区地域協議会では、どのような意見が寄せられたか。

【答弁】 原町区では、財源の内訳や対象者の範囲、制度運用上利用者への丁寧な説明が必要であること、さらにETCカードによる償還払いについて不正利用を懸念する意見等があった。

【答弁】 また、小高区では、本市と同様の事情を抱えた市町村での先行事例の有無や、各区での支援策に差が生じている中で、別に3区共通の事業も実施していくことが一体化につながるのではないかといった意見も出された。

【質疑】 高速道路通行料金助成以外の事業で、「その他市民の一体感の醸成に必要と認める鹿島区の事業(以下、「一体化事業」)に幾ら使えるのか、助成対象期間が経過しないと明らかにならないということか。

【答弁】 できるだけ早期に実施したい。一体化事業の

特別会計・公営企業会計・その他

○平成30年度南相馬市国民健康保険特別会計補正予算について(文)

【質疑】 按分率について、通常医療費の推移や収納率で決定されるが、県内統一に至るまでの激変緩和という部分は理解するものの、現状との比較が必要ではないか。

【答弁】 現状との比較について、医療費とあわせその他歳出額、調定額等を勘案し、今年度の税率については、本来であれば医療費の増高もあることから若干増額しなければならぬと説明していたが、今回、子どもの均等割額を免除すると、増額して減額となると、減額したのが見えてこないため、基金を活用することも加味したうえで今年度の按分率を見ている。今後

構築には事業費の概算が必要なことから、高速道路通行料金助成を利用される市民を7割程度と想定し、一体化のための事業費の概算を算出していく考えである。

【質疑】 当事者である30km圏外の市民から、30km圏内の市民も含めた全市民の福祉に資するような事業提案がなされれば、一体感の醸成という目的にかなうのではないか。

【答弁】 いただいたご意見は今後の協議の場でお伝えしつつ、よりよい事業構築に努めたい。

【質疑】 基金造成にあたり、財源確保に市長はどのように取組んだのか。

【答弁】 東日本大震災復興旧・復興基金の内、市町村復興支援交付金を高速道路通行料金助成事業経費の2分の1に充当することを国に認めていただいた。

また、市民の一体感醸成には合併特例債の活用もあるが、特定財源の有無にかかわらず継続して取り組む。審査の結果、原案通り可決。

構築には事業費の概算が必要なことから、高速道路通行料金助成を利用される市民を7割程度と想定し、一体化のための事業費の概算を算出していく考えである。

【質疑】 当事者である30km圏外の市民から、30km圏内の市民も含めた全市民の福祉に資するような事業提案がなされれば、一体感の醸成という目的にかなうのではないか。

【答弁】 いただいたご意見は今後の協議の場でお伝えしつつ、よりよい事業構築に努めたい。

【質疑】 基金造成にあたり、財源確保に市長はどのように取組んだのか。

【答弁】 東日本大震災復興旧・復興基金の内、市町村復興支援交付金を高速道路通行料金助成事業経費の2分の1に充当することを国に認めていただいた。

また、市民の一体感醸成には合併特例債の活用もあるが、特定財源の有無にかかわらず継続して取り組む。審査の結果、原案通り可決。

【質疑】 医療費について、30km圏内の方々が約40万円、30km圏外の方々は20万円前後と記憶している。按分率を計算するにあたり、30km圏外の方が支払っていることから、30km圏外だけのものが算定基礎の数字として基となっているのか。

【答弁】 30km圏外の方以外に、平成26年度からは所得税の限度額が導入されたことにより、高額所得者も若干含まれている。一概に30km圏外の方だけに課税しているのではなく、市全域として医療費を見ていることから、30km圏外の方だけに多く課税をしているものではなく、また按分率を決めているわけでもない。医療費の差については今後精査が必要と思うが、30km圏内の方には高額所得者の方が含まれていることから、市内全域としての保険料の計

算は、今の方法で按分率を決定していくものと捉えている。

【質疑】 按分率を算定するにあたり、医療費については30km圏内も圏外も関係なく見ている。しかし、実質支払っているのは30km圏外の方々のみである。また、30km圏内の方々の医療費は高額という現状である。医療費を丸めていることによって、30km圏外の方が不利益を被っていないのか。

【答弁】 30km圏外の方が多く負担しているということでの算出になってはいない。収納率を加味すれば、逆に税額にはね返ってしまいうこととなる。そうならぬように、繰越金を充て、収納率で不足する税額を補っていることから、多くは負担していない。

審査の結果、原案通り可決。

○南相馬市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について(文)

【主な内容】

1 改正概要

18歳以下の子どもの均等割額を免除。

- (1)対象・18歳到達最初の3月31日までの間にあ
- る者の世帯主
- (2)期間・平成30年度の1年間

2 施行日 公布の日(平成30年4月1日から適用)

【質疑】 子どもの均等割額を免除する方は、30km圏外に住まれている方で、お子さんをお持ちの世帯で、国民健康保険に加入されている方である。市全体としてみれば限定的な支援になっているが、提案の経緯は。

【答弁】 3月議会一般質問の中で、国民健康保険では、扶養者が増えることにより負担増となるという指摘があったことから、改めて仕組みを確認したところ、子供が1人増えることに合計2万7千円が加算されるということがあり、所

得に対する保険料の割合が、社会保険では11・5%に対し、国民健康保険では14・8%と国民健康保険税の方が所得に占める割合が高いことから、あくまで国民健康保険制度を検討しての提案となった。

審査の結果、原案通り可決。



放課後児童健全育成事業

○財産の取得について(建)

- ・取得の目的 被災地域農業復興総合支援事業農業用機械購入
- ・取得する動産 コンバイン 外
- ・取得金額 1億8千36万円
- ・取得の方法 指名競争入札による買入れ
- ・取得の相手方 株式会社南東北クボタ原町営業所

【質疑】 農機具のリース事業に対する農業者からの評価について伺う。

【答弁】 この事業は、平成24年度から行っており、圃場整備等の拡大にあわせて機械等を導入しているが、規模拡大等々の意欲、基盤の整備、担い手の三つが噛み合い、そこに機械があることよって、市の営農再開と復興を進めているものであり、農業者には非常に有効な形で活用していただき、営農再開に寄与している事業と捉えている。

審査の結果、原案通り可決。